**基準日設定につき通知公告**

当社は、平成二十八年十一月八日を基準日と定め、同日十八時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十八年十一月十六日開催予定の株主総会および普通株主による種類株主総会において議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十八年十月二十四日

大阪府大阪市中央区高麗橋三丁目二番七号

ステラファーマ株式会社

代表取締役　浅野　智之

**定款変更につき通知公告**

当社は、平成二十八年十一月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年十月二十四日

新潟県長岡市石動町五五五番地

中沢産業株式会社

代表取締役　中沢　弥

**定款変更につき通知公告**

当社は、平成二十八年十一月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年十月二十四日

新潟県長岡市石動町五五五番地

株式会社ナカザワ

代表取締役　中澤　弥

**定款変更につき通知公告**

当社は、平成二十八年十一月八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年十月二十四日

新潟県長岡市石動町五五五番地

中沢産業株式会社

代表取締役　中沢　弥

**定款変更につき通知公告**

当社は、平成二十八年十一月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年十月二十四日

新潟県長岡市石動町五五五番地

株式会社ナカザワ

代表取締役　中澤　弥

**外国会社の全ての日本における代表者の退任公告**

当社の全ての日本における代表者である佐藤生美雄が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年十月二十四日

東京都文京区音羽一丁目一五番一二号東急ドルアルス四〇四

プロ・ムナード・ジャパン・インク

日本における代表者　佐藤生美雄

**限定承認公告**

本籍大分県大分市大字佐賀関一八三五番地、最後の住所兵庫県加古川市野口町古大内七六番地の一マイシティー三〇三―二九号

被相続人　亡　宮家　祐治

右被相続人は平成二十八年三月六日死亡し、その相続人は平成二十八年十月十九日神戸家庭裁判所姫路支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十四日

兵庫県加古川市加古川町寺家町四七番地六

加古川ベルデモールビル六階加古川法律事務所

相続財産管理人宮家美幸

代理人弁護士　竹内　文造

**限定承認公告**

本籍和歌山県有田郡広川町大字山本一二五九番地、最後の住所和歌山県有田郡広川町大字山本一二五三番地の二

被相続人　亡　吉村　章宏

右被相続人は平成二十八年二月十一日死亡し、その相続人は平成二十八年十月十四日和歌山家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十四日

和歌山県有田郡広川町大字山本一二五三番地の二

限定承認者　吉村ふさゑ

**株式等売渡請求につき株券等提出公告**

当社の特別支配株主であるアイビー株式会社より株式等売渡請求があり、当社はそれを承認いたしましたので、売渡請求の対象となる当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成二十八年十二月五日までに当社にご提出下さい。

平成二十八年十月二十四日

仙台市若林区卸町五丁目三番地の一二

株式会社グリーン・グリーン

代表取締役　山本　拓也

**自己株式取得事項の通知公告**

当社は、平成二十八年十月二十一日開催の当社取締役会において、平成二十八年十月二十一日開催の第七十七期定時株主総会決議を受け、自己株式の取得を実施することを決議いたしましたので、左記のとおり公告いたします。

記

一、取得する株式の種類　当社普通株式

二、取得する株式の総数　五万株を上限とする。

三、株式一株当たりの取得金額　七千五百円

四、株式の取得価額の総額　三億七千五百万円を上限とする。

五、取得方法　株主全員に譲渡の勧誘をする方法とする。

六、取得する期間（株式譲渡の申込み期間）　平成二十八年十月二十四日～平成二十八年十月三十一日

平成二十八年十月二十四日

東京都港区元赤坂一丁目五番二七号

佐藤製薬株式会社

代表取締役社長　佐藤　誠一

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条の規定に基づき、優先資本金の額を七千六百万円減少し四十億五百万円とし、発行済優先出資総口数八万一千六百二十口のうち一千五百二十口を一口に対して金五万円をもって有償消却し、消却に要する金額を七千六百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.akasaka-tax.or.jp/koukoku/ihcjftmk

平成二十八年十月二十四日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号税理士法人赤坂国際会計事務所内

ＩＨＣ　Ｊａｐａｎ　Ｆｉｒｓｔ特定目的会社

取締役　山崎　亮雄

**訂正公告**

平成二十八年十月十二日掲載の組織変更公告中、組織変更後の商号「株式会社Ｐｌｕｔｕｓ　Ｃａｐｉｔａｌ」とあるは「Ｐｌｕｔｕｓ　Ｃａｐｉｔａｌ株式会社」の誤りにつき訂正します。

平成二十八年十月二十四日

大阪市中央区谷町一丁目五番六号

合同会社リートインベスト

代表社員　株式会社パインランド

職務執行者　松島裕二郎

**正誤**

| ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
|---|---|---|---|---|
| 平成二十八年九月三十日（号外第二百十六号）公布農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号（流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令）（原稿誤り） | | | | |
| 五下 | 二一 | | 都道府県知事 | 都道府県知事（次条第五項において「所管地方支分部局長等」という。） |
| 〃 | 〃 | 終りから一七 | 流通業務総合効率化事業 | 流通業務総合効率化事業（前二号に掲げるものを除く。） |
| 八上 | 〃一四～一三 | | 第二項各号に掲げる事項 | 第二項各号に掲げる書類 |
| 〃下 | 二一 | | 書類 | 事項 |
| 平成二十八年九月三十日（号外第二百十六号）財務省告示第二百八十六号（輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件の一部を改正する件）（印刷誤り） | | | | |
| 二七ページ終りから一九行目の「0202.30」は「0202.30」の誤り。 | | | | |
| 三六 | 一一 | | 0306.15 | 0306.15 |
| 三八 | 二二 | | KG | KG |
| 四八 | 二 | | ―その他のもの | ―その他のもの |
| 四九ページ終りから七行目の「2921.11」は「2921.11」の誤り。 | | | | |
| 六三 | 終りから一四 | | ＣＭ | ＣＭ |
| 八五 | 一二 | | (ｔ)～(ｔ)［同左］ | (ｔ)～(ｔ)［同左］ |
| 一三〇 | 終りから一〇 | | ―その他のもの | ―その他のもの |
| 〃 | 〃 | | ―その他の抗生 | ―その他の抗生 |
| 一三四 | 八 | | ―その類の号 | ―その類の号 |
| 平成二十八年十月三日官庁報告欄産業の部（日本工業規格）（厚生労働省）（原稿誤り） | | | | |
| 一〇一 | 一三 | | 制定及び改正 | 廃止 |

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十月二十四日付第二三四号

六四ページ●同日付政府調達第一九九号五六ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）